

付加価値税申告と法人税確定申告の間で生じる申告売上額の差異

2023年2月1日
I-GLOCAL CO., LTD.
Vo Thi Nguyen Linh

はじめに

税務調査において、当年度の VAT 申告上の売上合計及び CIT 確定申告上の売上合計の整合性は、税務当局により調査される非常に基本的な項目の 1 つである。両者に差異が生じている場合、税務当局に合理的な説明を行うためにも、会社は差異の原因を理解する必要がある。本稿では、当該差異の主な理由をまとめる。

1. サービス売上の計上時点

1) VAT 上の取り扱い

サービス提供を行った場合、売上の計上時点はインボイス発行時点、または(a)サービス提供の完了時、または(b)金銭の受領時のいずれか早い時点と定められている。以下にて例を示す。

例 1

2020 年 12 月 2 日に、人材紹介会社 A 社と事業会社 B 社間で人材採用に関するサービス契約を締結した。2020 年 12 月 30 日に A 社の紹介した人材の採用が決定し、2021 年 1 月 10 日に B 社は A 社に採用支援サービス料を振り込んだ。この場合、A 社はサービス完了時点である 2020 年 12 月 30 日にインボイスを発行し、2020 年 12 月の VAT 申告書において売上として申告する。

例 2

コンサルティング会社 C 社と D 社間でサービス提供契約を締結した。2020 年 12 月 20 日に契約を締結し、同日、D 社はサービス金額の 50%を C 社に振り込み、着金した。また、コンサルティング業務は 2021 年 3 月 20 日に完了した。この場合、C 社は入金時の 2020 年 12 月 20 日及びサービス完了日の 2021 年 3 月 20 日と 2 度インボイスを発行するとともに、VAT 申告書において売上として申告する(2020 年 12 月分及び 2021 年 3 月分)。

2) CIT 上の取り扱い

CIT における売上計上時点は、サービス完了時もしくは一部完了時となる。

例えば 2020 年 12 月 1 日～12 月 31 日の期間でサービスの提供が行われる場合は、仮にインボイス発行や入金 が 2021 年 1 月中となった場合でも、CIT における売上計上は 2020 年 12 月に行われるべきである。

つまり、入金時点とサービス完了時点が違う場合(上記例 2 のケース)、VAT と CIT で申告売上の差異が発生することになる。



I-GLOCAL
incubate the next

2. 賃貸事業売上の計上時点

1) VAT 上の取り扱い

一時点における一括払い、あるいは複数期間にわたる前払い形態での賃貸事業において、VAT 上は一時点において支払われた賃貸料、あるいは前払い賃貸料の合計額が、売上として申告される。例えば、オフィス賃貸会社の E 社は F 社と 3 年間のオフィスレンタル契約を締結した。2020 年 12 月 1 日に契約を締結し、同日、F 社は 6 カ月のレンタル料を E 社に振り込み、着金した。この場合、E 社は入金時の 2020 年 12 月 1 日に、6 カ月分の前払い賃貸料の合計を記載したインボイスを発行し、2020 年 12 月の VAT 申告書において売上として申告する必要がある。

2) CIT 上の取り扱い

CIT 上は、賃借者により每期支払われる金額が売上として申告されるという考え方である。そのため賃借者が何年かにわたり前払いを行った場合、会社は、CIT 上の売上を計算する際、以下の 2 つの方法のうちいずれかを選択できる。

(a) 前払い賃料の全額を売上として申告する

(b) 前受金合計を前払い年数で割った金額を、毎年の賃貸売上として申告する

つまり、会社は上記(b)を選択した場合、VAT と CIT で申告売上の差異が発生することになる。

3. 贈答品の売上

1) VAT 上の取り扱い

従業員や顧客やサプライヤー等に商品を贈答することがあるが、その際に商工省 (Ministry of Industry and Trade) 等の管理機関に登録していない場合、会社は通常の販売取引としてインボイスを発行し、VAT 申告書には販売売上として申告する必要がある。

2) CIT 上の取り扱い

以前の規則では、贈答取引が発生した場合、発行したインボイスに基づいて売上として申告する必要があることが規定されていた。しかし Circular 78/2014/TT-BTC が発行されて以来、贈答商品の売上の認識は廃止された。すなわち、贈答取引に関しては、VAT と CIT で申告売上の差異が必ず発生することになる。

4. 資産売却の収入

1) VAT 上の取り扱い

固定資産等を売却した際は、インボイスを発行し、VAT 申告書には販売売上として申告する必要がある。

2) CIT 上の取り扱い

Circular 78/2014/TT-BTC に基づき、固定資産等の売却は通常の販売売上としてではなく、その他の収入として課税所得に含まれる。すなわち、資産売却取引に関しては、VAT と CIT で申告売上の差異が必ず発生することになる。



I-GLOCAL
incubate the next

おわりに

以上、課税期間における VAT 申告上の総売上と、法人税確定申告上の総売上との差異に関するいくつかの内容について説明した。あらかじめ差異の内容を把握しておくことで、会社が遭遇する可能性のある状況を理解することができ、税務調査時においても合理的な説明の計画を立てることができる。

<https://www.i-glocal.com/>

本レポートに関するお問い合わせはこちらまで: info@i-glocal.com